

# 大田区移動等円滑化推進計画 「さぽーとぴあ周辺地区」

**【特定事業計画】**

平成 29 年 3 月

大 田 区



## 目次

---

1	特定事業計画の作成にあたって.....	1
1-1	特定事業計画作成の趣旨.....	1
1-2	計画の目標.....	2
1-3	生活関連施設・経路.....	2
2	さぼーとぴあ周辺地区の特定事業計画.....	5
2-1	道路特定事業.....	5
2-2	交通安全特定事業.....	8
2-3	建築物特定事業.....	9
2-4	その他の事業.....	10



# 1 特定事業計画の作成にあたって

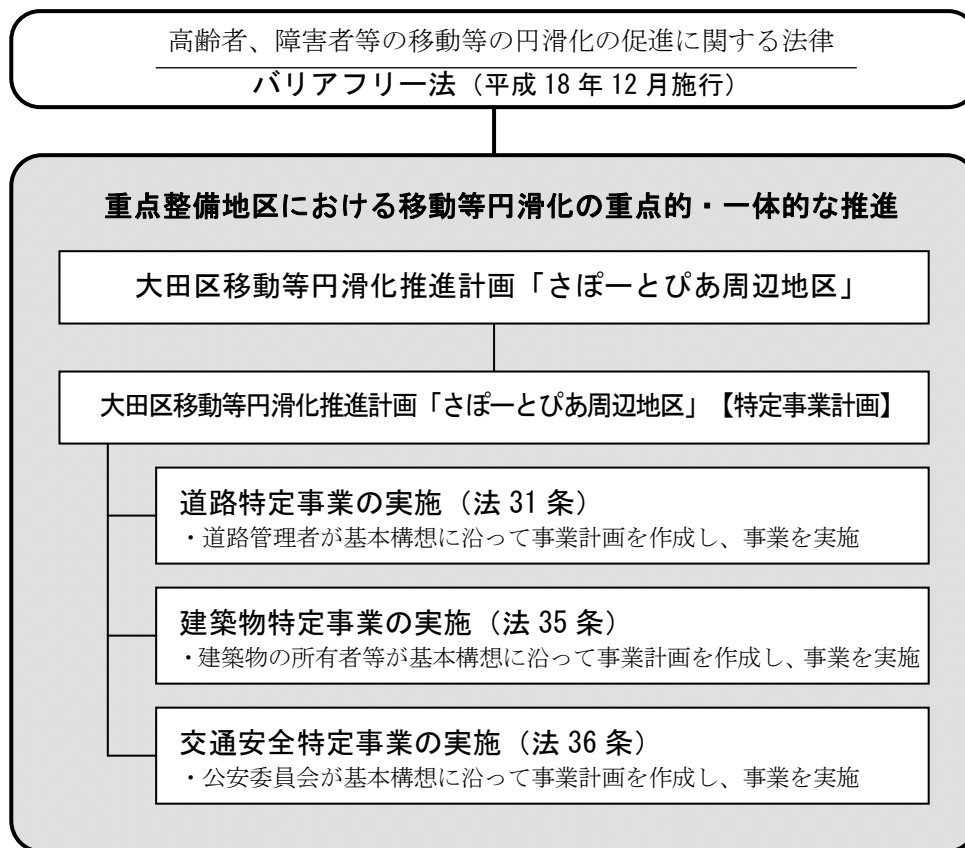
## 1-1 特定事業計画作成の趣旨

大田区では、平成 29 年 3 月に、障がい者総合サポートセンター（さぽーとぴあ）周辺地区を対象に「移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること）」を実現するため、バリアフリー法に基づく基本構想として、大田区移動等円滑化推進計画「さぽーとぴあ周辺地区」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

特定事業計画は、バリアフリー法に基づく基本構想で示した特定事業を計画的かつ着実に実施するため、実施する事業の内容や予定期間等を示す具体的な計画です。

大田区では、各特定事業間の整合性を確保し効果的かつ一体的な移動等円滑化の実現を図るため、関係する各事業者と協議・調整の上、特定事業計画を作成することとします。

図 1 重点整備地区における移動等円滑化推進の基本的枠組み

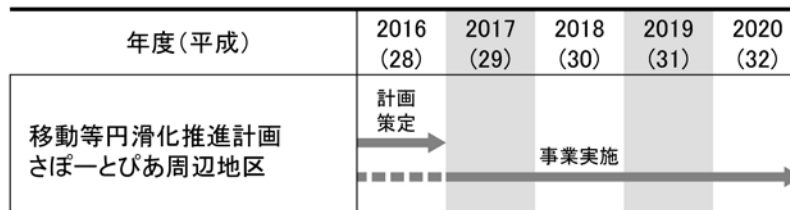


## 1-2 計画の目標

本計画の目標年次は、推進計画を踏まえ、平成 32 年度とします。

ただし、緊急性・実現性の高い事業については、短期的・集中的に取り組むものとし、早期の事業完了を目指します。

図 2 目標年次



## 1-3 生活関連施設・経路

生活関連施設及び生活関連経路は、推進計画において、定めています。

なお、生活関連経路の設定にあたっては、実施する事業の種類を明確にするため、2つに区分します。

表 1 生活関連経路の区分

区 分	対 象	整備方針
生活関連経路(A)	歩道の有効幅員が原則 2m 以上の道路 駅の自由通路など歩行者用通路も含む	バリアフリー法ほか法令による基準への適合を重視した事業で対応するもの
生活関連経路(B)	上記以外の道路	安全な歩行空間の創出を重視した事業で対応するもの



**経路2**  
①通行動線上にある排水溝の蓋の改善

**経路1 池上通り**  
①歩道の段差・勾配の改善  
②視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善  
③歩行空間の平坦性の確保

**重点整備地区(ソフト施策)**  
①自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施  
②看板や商品等の道路上へのはみ出し解消

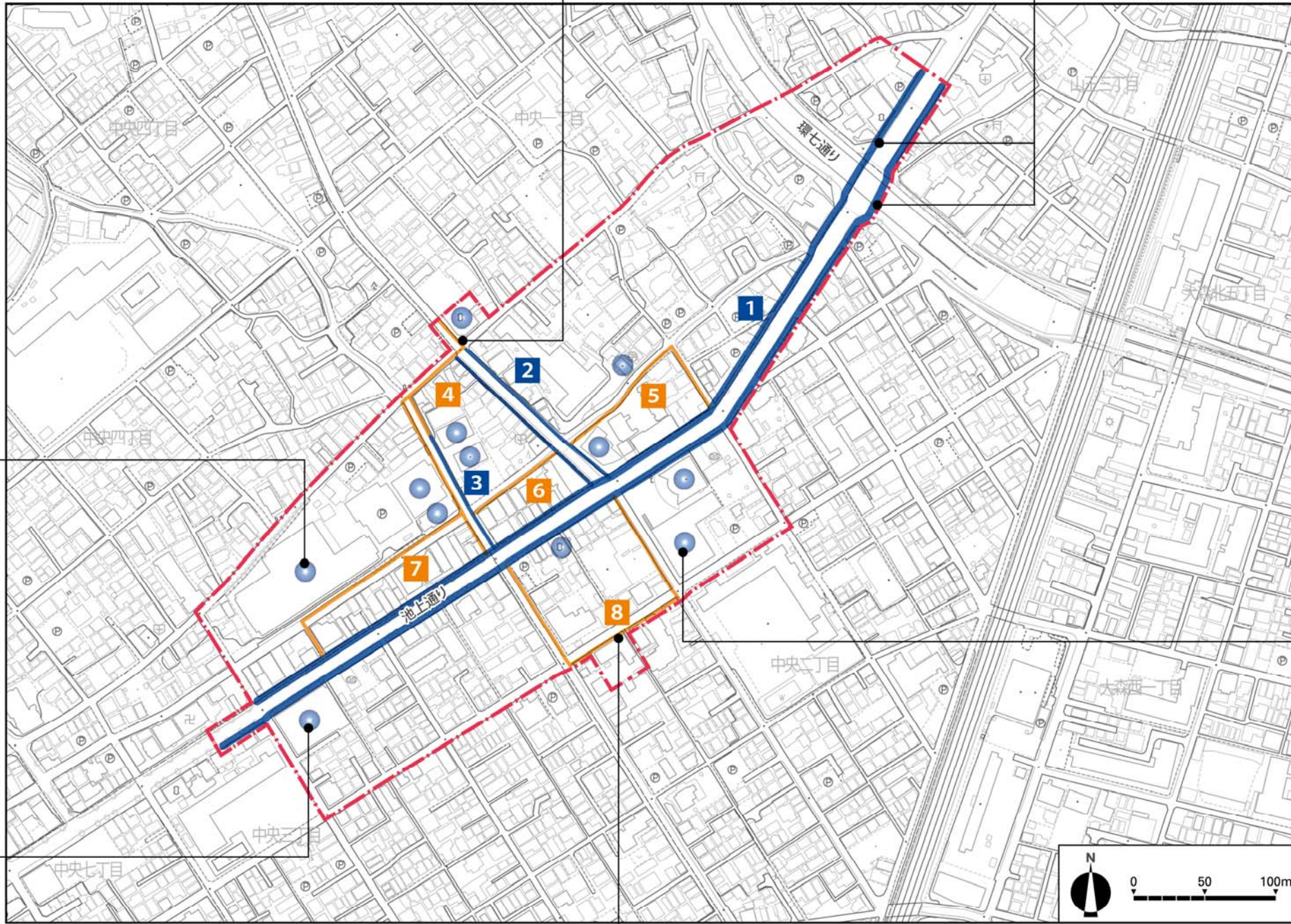
**生活関連経路(交通安全特定事業)**  
①バリアフリー対応型信号機(音響式や経過時間表示式等)の整備  
②エスコートゾーンの整備  
③標識、標示の高輝度化や信号機のLED化  
④違法駐車車両の指導取締り等

**施設d2 大森赤十字病院**  
①受付カウンターに「筆談対応可能」の表示を設置

**施設f1 サミットストア 大田中央店**  
①案内サインの改善

**施設c1 大田文化の森**  
①受付カウンターに杖ホルダーを設置  
②オストメイト対応トイレの設置

**経路8**  
①歩道の段差の改善  
②視覚障害者誘導用ブロックの改善  
③歩行空間の平坦性の確保



**1** 生活関連経路(A)と経路番号(有効幅員が原則2m以上の歩道など)   重点整備地区の区域  
**4** 生活関連経路(B)と経路番号(上記以外の道路) ● 生活関連施設







大田区移動等円滑化推進計画「さぽーとぴあ周辺地区」【特定事業計画】

■ : 事業実施予定年度

事業区分	整備対象	事業内容	事業主体	実施予定期間						備考
				-28	29	30	31	32	33-	
道路 特定事業	生活関連経路(A) 経路1 池上通り	歩道の段差・勾配の改善	東京都							
		視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善								
		歩行空間の平坦性の確保								
	生活関連経路(B) 経路2	通行動線上にある排水溝の蓋の改善	大田区							・鋼製網ふた(細目)に交換
	生活関連経路(B) 経路8	歩道の段差の改善								
		視覚障害者誘導用ブロックの改善								
交通安全 特定事業	生活関連経路	バリアフリー対応型信号機(音響式や経過時間表示式等)の整備	東京都公安委員会			(順次実施)				<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。</li> <li>信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。</li> <li>違法駐車車両の指導取締りに加え、違法駐車防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。</li> </ul>
		エスコートゾーンの整備				(必要に応じ実施)				
		標識、標示の高輝度化や信号機のLED化				(順次実施)				
		違法駐車車両の指導取締り等				(順次実施)				
建築物 特定事業	施設c1 大田文化の森	受付カウンターに杖ホルダーを設置	大田区							
		スオストメイト対応トイレの設置								
	施設d2 大森赤十字病院	受付カウンターに「筆談対応可能」の表示を設置	日本赤十字社							
	施設f1 サミットストア 大田中央店	案内サインの改善	サミット株式会社							
その他の 事業	重点整備地区 (ソフト施策)	自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施	大田区			(順次実施)				
		看板や商品等の道路上へのはみ出し解消	大田区、東京都			(順次実施)			・道路上のはみ出し商品、置き看板については引き続き撤去・指導を実施する。	



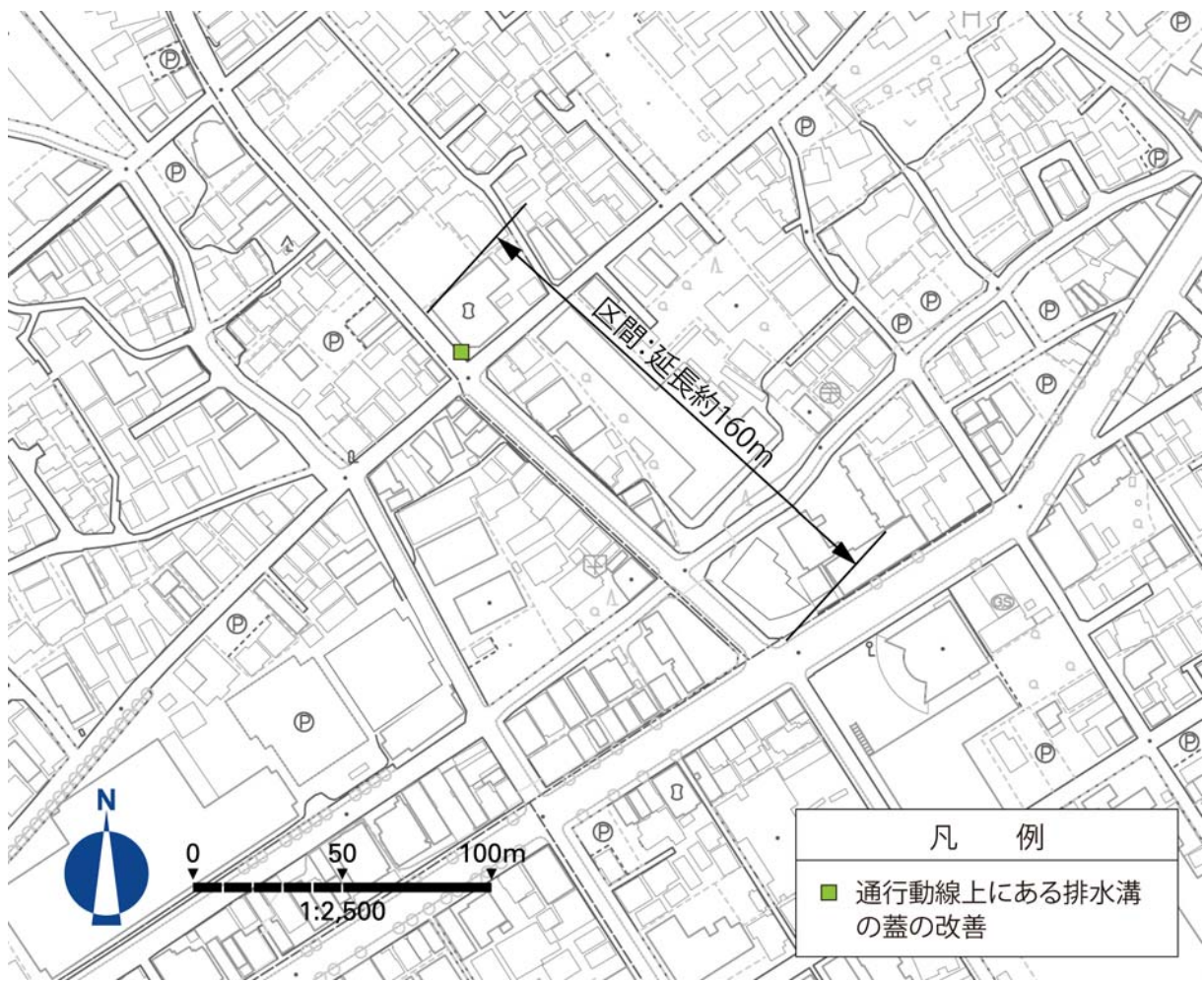
## 2 さぽーとぴあ周辺地区の特定事業計画

### 2-1 道路特定事業

整備対象	生活関連経路 (A) 経路 1	事業主体	東京都
路線名	池上通り		
事業区間・延長	始点：山王3丁目～終点：中央3丁目		延長：約 700m
事業内容	事業量	実施予定期間	
		着手	完了
①歩道の段差・勾配の改善	約 700m	平成 29 年度	平成 32 年度
②視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善			
③歩行空間の平坦性の確保			
事業実施に際し配慮すべき重要事項			
事業実施位置図			
<p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の段差・勾配の改善</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善</li> <li>歩行空間の平坦性の確保</li> </ul> <p>事業区間・延長約700m</p> <p>0 50 100 200m 1:5,000</p>			

整備対象	生活関連経路（B）経路2	事業主体	大田区
路線名	新井宿特別出張所西側道路		
区間・延長	始点：池上通り～終点：東京都民銀行大森支店	延長：約 160m	
事業内容	事業量	実施予定期間	
		着手	完了
①通行動線上にある排水溝の蓋の改善 ・鋼製網ふた（細目）に交換	1箇所	平成 29 年度	平成 32 年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

事業実施位置図





整備対象	生活関連経路（B）経路8	事業主体	大田区
路線名	大田文化の森西側道路		
区間・延長	始点：池上通り～終点：池上通り	延長：約260m	
事業内容	事業量	実施予定期間	
		着手	完了
①歩道の段差の改善	1箇所	平成29年度	平成32年度
②視覚障害者誘導用ブロックの改善	1箇所	平成29年度	平成32年度
③歩行空間の平坦性の確保	1箇所	平成29年度	平成32年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

事業実施位置図



## 2-2 交通安全特定事業

整備対象	生活関連経路	事業主体	東京都公安委員会	
事業内容		事業量	実施予定期間	
			着手	完了
①	バリアフリー対応型信号機（音響式や経過時間表示式等）の整備	—	平成 29 年度 （順次実施）	平成 32 年度
②	エスコートゾーンの整備	—	平成 29 年度 （必要に応じ実施）	平成 32 年度
③	標識、標示の高輝度化や信号機の LED 化	—	平成 29 年度 （順次実施）	平成 32 年度
④	違法駐車車両の指導取締り等	—	平成 29 年度 （順次実施）	平成 32 年度
<p><b>事業実施に際し配慮すべき重要事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。</li> <li>・信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。</li> <li>・違法駐車指導取締りに加え、違法駐車防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。</li> </ul>				

※別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照

（警視庁ホームページ内：<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotsu/hairyo/barrier01.html>）



## 2-3 建築物特定事業

整備対象 (所在地)	施設 c1 大田文化の森 (中央 2-10-1)	事業主体	大田区	
事業内容		事業量	実施予定期間	
			着手	完了
①受付カウンターに杖ホルダーを設置		1箇所	平成 28 年度	平成 28 年度 (平成 28 年 12 月)
②オストメイト対応トイレの設置		—	平成 29 年度	平成 32 年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項				

整備対象 (所在地)	施設 d2 大森赤十字病院 (中央 4-30-1)	事業主体	日本赤十字社	
事業内容		事業量	実施予定期間	
			着手	完了
①受付カウンターに「筆談対応可能」の表示を設置		1箇所	平成 28 年度	平成 28 年度 (平成 28 年 12 月)
事業実施に際し配慮すべき重要事項				

整備対象 (所在地)	施設 f1 サミットストア大田中央店 (中央 3-4-1)	事業主体	サミット株式会社	
事業内容		事業量	実施予定期間	
			着手	完了
①案内サインの改善		3箇所	平成 28 年度	平成 28 年度 (平成 28 年 12 月)
事業実施に際し配慮すべき重要事項				

## 2-4 その他の事業

整備対象	重点整備地区（ソフト施策）	事業主体	大田区	
事業内容	事業量	実施予定期間		
		着手	完了	
①自転車利用のルールとマナーに関する 広報啓発活動の実施	—	順次実施	順次実施	
事業実施に際し配慮すべき重要事項				

整備対象	重点整備地区（ソフト施策）	事業主体	大田区、東京都	
事業内容	事業量	実施予定期間		
		着手	完了	
②看板や商品等の道路上へのはみ出し解消	—	順次実施	順次実施	
事業実施に際し配慮すべき重要事項				
・道路上のはみ出し商品、置き看板については引き続き撤去・指導を実施する。				

大田区移動等円滑化推進計画

「さぽーとぴあ周辺地区」

【特定事業計画】

平成 29 年 3 月

発行：大田区まちづくり推進部

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話：03-5744-1332 ファクス：03-5744-1530